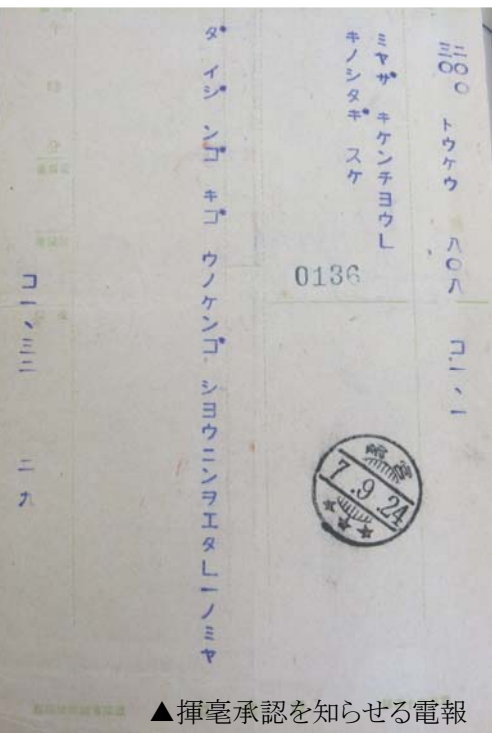


文書センターだより

宮崎県総務課 宮崎県文書センター

第1号 2006.9



▲揮毫承認を知らせる電報



▲県庁正面

第1号目次

| | |
|---------------------|---|
| 総務課長あいさつ | 2 |
| 宮崎県文書センターについて | 2 |
| 本館所蔵資料紹介 | 3 |
| 明治43年の夏休みの日記 | 6 |
| 寄贈史料紹介 | 7 |
| 幻の資料を追う | 7 |
| 表紙解説ほか | 8 |



▲門札

◆◆◆ ごあいさつ ◆◆◆

宮崎県総務部総務課長 米良 剛

残暑が厳しい中、秋の気配を感じる季節となりましたが、この度、宮崎県総務課内の宮崎県文書センターの活動の一端を皆様にお知らせするため、「宮崎県文書センターだより」を創刊いたしました。

当センターは、それまで県庁書庫と県立図書館の2か所で保存していた貴重な県公文書及び県史編さん過程で収集した郷土資料を一元的に適切に保存管理するため、平成14年7月に旧第一勧業銀行の県庁第3南別館（現県庁5号館）を改修して設置しました。

所蔵する県公文書は、冊数を戦前に限ってみると、明治期7458冊、大正期4182冊、昭和20年までの昭和期が5029冊と非常に多く、内容の上でも多岐にわたっています。これは、大規模な庁舎移転がなかったこと、戦災や天災に遭わなかったこと、文書担当課が厳しい管理を行っていたことなどが幸いしています。主管課ごとの多岐にわたる「簿冊群」単位で管理しており、明治維新政府の「廻状・廻章・進達」簿冊群、「郡行政」「町村行政」簿冊群、商工・農林漁業に関する簿冊群など、当時の社会をきめ細かくみる上で不可欠な資料と言えます。

今年で開館4周年を迎えますが、当センターは、三つの機能で成り立っています。第一は県庁の書庫的機能であり、主務課から総務課に引

き継がれた保存期間の満了していない長期保存の文書を管理することです。第二は、公文書館的機能として、保存期間を満了した公文書のうち歴史的価値のある「歴史資料文書」を保管し、閲覧提供するものです。第三は、歴史資料館的機能として、宮崎県史編さんの過程で収集した「県史資料（マイクロフィルム及びその複製本など）」及び個人所蔵家から寄贈された「県史資料」を保存し閲覧提供するものです。

現在、膨大な簿冊の内容を把握する件名目録を整備中ですが、これに加えて、今年度は、当センターに親しんでいただくため、センターだよりの発行、初心者向けの「歴史資料文書」（古文書を含む。）解説講座の実施、展示の充実、件名目録のインターネット公開などに取り組む予定です。

この「文書センターだより」の創刊を出発点として、当センターがより多くの方に利用いただき、県民の皆様をはじめとして、全国の研究者等の方々にとって、有意義な文書記録機関の一つとなることができるよう、今後とも努力してまいりたいと思います。

宮崎県文書センターについて

- 1 建物の構造・規模
鉄筋コンクリート 地上2階建て
延床面積 1,083平方メートル
収蔵可能簿冊数 70,000冊
- 2 主な施設
閲覧室
書庫(6)
製本等作業室
多目的利用室(展示、講座等)



宮崎県文書センターの外観

資料の窓

～所蔵資料の紹介～

宮崎県文書センター所蔵の「歴史文書」の中に「電報送達紙」及び電報発信案文という受発の文書が大量に含まれている。各政府機関、出先機関などとの様々な連絡、交渉の過程での文書である。その正確な数はわからない。おそらく数万通を数えるものとみられる。その内容、伝達経路などには政府官庁所在地から遠く離れた地方の行政機関ならではのものが多し。これらの様々な内容を含む電報送達紙が示す情報はその通信方法の発達を含めて、近代日本国家の形成、中央集権化の成果のすべてが懸かっていたと言っても過言ではない。その2、3を紹介する。

今、確認されている本センター所蔵のもので最も早い時期のものは、「日本電信条例」(明治7年9月22日公布)制定以前の明治6年5月5日、出状人「東京電信寮」から宮崎県に宛てた69字の電文で、送達紙は印刷されたものであるが、電文は墨書である。(写真1)

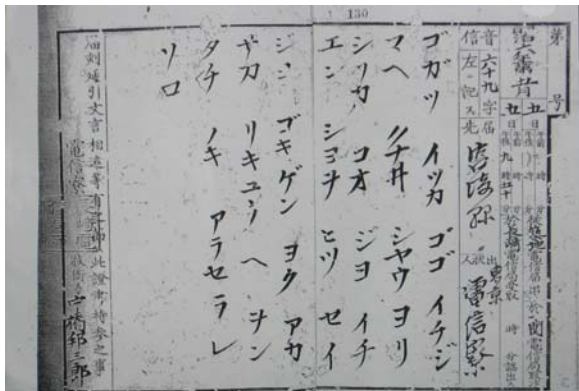


写真1

「ゴガツ イツカ ゴゴ イチジマヘ クナ井 シヤウ ヨリ シツカ コオ ジョ イチエン ショヲ ヒツ セイジョ ゴキゲン ヨク アカサカ リキユウ ヘ ヲンタチ ノキ アラセラレ ソロ」

(五月五日、午後一時前、宮内省より膝下皇城一圓焼失、聖上御機嫌よく赤坂離宮へ御立退あらせられ候)

この送達紙の末尾に

「届刻延引文言相違等有之節ハ此證書持参之事 電信寮 技術方 中橋邦三郎 (朱印)長崎電信局印」

とある。「届刻延引」とみえるが、この電報は、5月5日、東京築地電信局から下関電信局の取次を経て、同日の午後9時50分に長崎電信局が受け取っている。

東京ー長崎間の電信開通は、この年、明治6年2月であるから、開通間もない時の電信といえる。したがってこの電報送達紙は当時の様子を伝える数少ないものであろう。

長崎電信局から、どのようにして、いつ、宮崎県庁に届けられたかは、はっきりしないが、次の文書が残されている。(写真2)

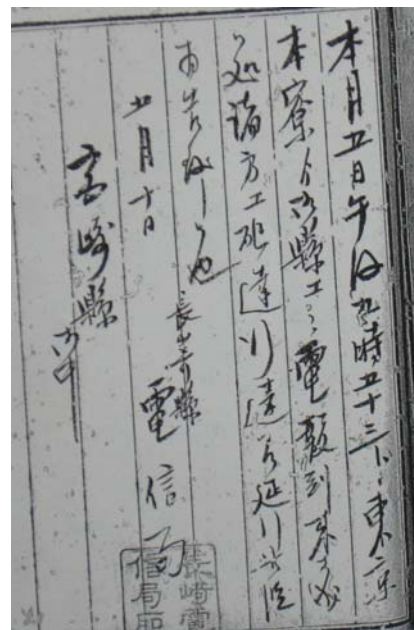


写真2

「本日五日午後九時五十三分、東京本寮ヨリ御県エ之電報到来成候処、諸方エ配達行違午延引此段相告致し候也

五月十日 長崎県電信局(印)

宮崎県御中」

この文書から、この電報は長崎電信局の配達行違いなどがあつて配達が遅れて、少なくとも5月10日以降に宮崎に届けられたものとみられる。

一般に九州各地方の電信網は、明治10年の西南戦争を契機に格段に発達したとみられるが、西南戦争以前にすでに国の施策などの情報は最寄りの県から電報で伝えられている。

次にみるのは、明治7年、台湾をめぐる清国との外交交渉の結果を宮崎に伝えるものである。「ヲヲクボ ベンリ ダイジン セイコク ダンパンノ スエ カノセイフヨリ ツクノキン サンダスムネ ケツヤクノ ヲモムキ デンホウ アリ イサイワ アトヨリ タツス コノダン モヨリノ ケンエ タツスヘシ」(追記)「右者内務省より十一月九日午前十時出発之電報写也」

(大久保弁理大臣、清国談判の末、彼の政府より償金差出す旨、結約の趣、電報あり、委細は後より達す、此段最寄りの県へ達すべし)

別に次の文書が付いている。

「別紙内務省ヨリ之電報、小倉県ヨリ通知有之候条、御承知之上、最寄御隣県へモ御通知可有之、此段御依頼旁申達候也

(明治)七年十一月十二日

大分県権参事黒水長慥(印)

宮崎県参事福山健偉殿

追而 白川県へ 通知及 此段御含迄申添候也」

東京一長崎間の開通とともに九州各県の連絡網が整備されたことがうかがえる。以後、非常事態に備えて各県間の連絡はますます密になっていくことが電報送達紙にあらわれている。同じ情報でも最寄りの県に送達することによって、その情報を確認しあう。これが最も機能したのが関東大震災時の情報送達と確認であったといえる。

またこのように通信網の整備によって政府の中央集権化の意図は強化されていく。それとともに電文の内容も政府省庁ごとの略号や暗号、読み替え表などが作成配付され、機密の保持のための手段もますます複雑になっていく。

大正期のものなかから紹介しよう。

大正七年九月二十九日十一時三十分着

内務秘書官

知事宛

「ホンヒシンニンシキ ハラソウリケンシホウ トコナ

ミナイムケンテツド ウソウサイ ウチダ ガ イム
タカハシオホクラ ヤマモトノウセウム ナカハシモ
ンブ ノダ テイシン タナカリクグ ンニンゼ ラ
ルカイグ ンリウニン」

(本日親任式 原総理兼司法 床次内務兼鉄道
総裁 内田外務 高橋大蔵 山本農商務 中橋
文部 野田通信 田中陸軍ニ任ゼラル海軍留任)
原内閣の成立を伝えるものである。その原首相に
ついて、次のものがある。(写真3)

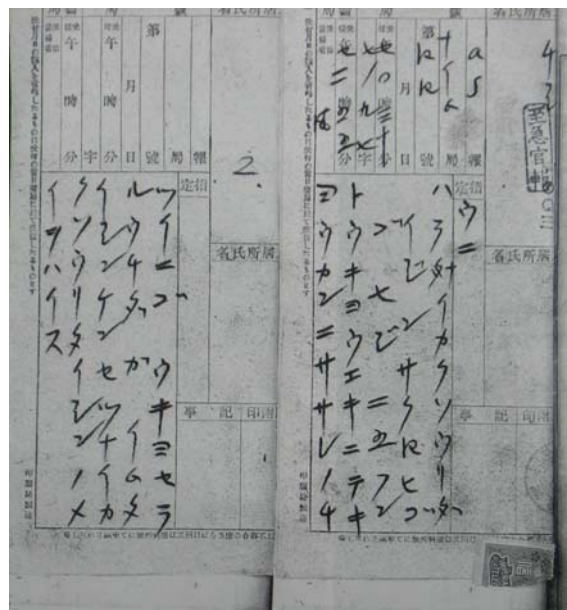


写真3

大正十年十一月五日午前二時五十五分着
内務大臣

宮崎県知事宛

(朱印)「至急官報」

「ハラナイカクソウリダ イジ ンサク四ヒゴ ゴ セ
ジ 二十五フントウキヨウエキニテキヨウカンニサ
サレノチツイニゴ ウキヨセラル ウチダ ガ イム
ダ イジンケンセツナイカクソウリダ イジ ンノメイ
ヲハイス」

(原内閣総理大臣、昨四日午後七時二十五分、
東京駅にて兇漢に刺され後遂に薨去せらる。内
田外務大臣兼摂内閣総理大臣の命を拝す。)

(同年同月同日)午後五時四十分着

内務次官

宮崎県知事宛

「ンロアヘウセメシハエキアフンイヨケチサテキハ
 キケアヘ(ミチイチタハワカ)(0三エヲ)ミルヌメア
 マキヌトチメクタラコマコソセメリハルヲアフミテヌミ
 ヨクレアロク カセミレテチハチマイオキア ハアハ
 メグ セホセミテホセア セヤ ハカセヲイメズ ネ
 ムハメコノ」(写真4)

こちらの電文はまったく何のことかわからないが、
 当時の内務省の読み替え表によると、次のように
 なる。電文には「あ」「ゆ」「や」にも濁点がある。
 (原首相の暗殺者は大塚駅運搬手(中岡良一)
 (19歳)なる者にして目下の所、他に多数の連累
 者なきも、尚ほ取り調べ中なり、貴管下に於て人
 心の動揺なき様、充分注意を望む、念の為)

またこの電報送達紙には朱書きで「各警察署長
 ニハ前電ニ依リ警察部ニ於テ命令有ル筈ナリ」と
 ある。

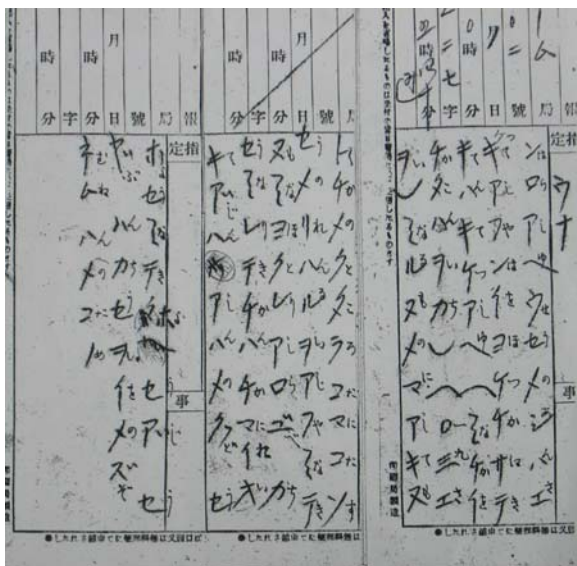


写真4

なお昭和6年「宮崎県用 電報符号表(知事官
 房編)」は次のようにある。
 「本符号ハ県庁ト管内所属官公衙学校又ハ出張
 員等トノ間、並ニ管内所属ノ学校及市役所、町村
 役場、出張員相互間ニ使用スルモノトス」とあり、
 その趣旨は「電報料節約の趣旨」としている。それ
 ほど頻りに電報が行政上利用されていることを示
 している。

では宮崎県内で一般の人々が私用で電報を利用
 できるようになったのはいつ頃からか。次のよう
 な史料がある。

「明十五日ヨリ鹿児島・宮崎・当延岡電信分局ニ
 於而各地方江之私信電報為試通信取扱候条此
 段及御通知候也

十年十二月十四日 延岡電信分局
 (鹿児島県)宮崎支廳 出張所御中」

西南戦争終結直後の明治10年12月15日から
 鹿児島・宮崎・延岡から各地方への私信電報を試
 みに取り扱うので通知します、という宮崎支廳出
 張所宛の延岡電信局からの通知である。試みの
 私信取扱いということで、本格的な取扱いがいつ
 からであったかは明らかでないが、宮崎県内では
 このころから私信が取り扱われたとみてよいであ
 る。

【資料の小窓】

「大正十二年九月 東京地方震災ニ関スル件」



大正12年9月1日におこった関東大震災発生
 を宮崎では翌2日、日曜日の新聞号外ではじめ
 て知らせた。3日、午後8時28分にやっと山口県
 から井上内務次官からの第一報を伝えてきた。以
 後、震災地の状況が逐一、近隣県を経由して伝
 えられるようになるが、震災の全体状況が把握で
 きたのは7日になってからであった。その一連の
 電文が収められており、大震災の場合の情報の
 受発のあり方を考えさせる資料群である。

明治43年の夏休みの日記



明治43年、文部省普通学務局長から夏期休業中の小学校児童の復習の状況についての照会があり、県は、各郡役所からの報告を総括して文部省へ報告している。

日記は、尋常三学年以上に課されており、当時の子どもたちの夏休みの生活を知ることができる。

また、明治末期の夏休み指導のあり方がわ

かる資料である。

尋常小学校六年生の日記



高等小学校一年生の日記

寄贈史料

この度、旧西郷村田代(現東臼杵郡美郷町)の黒木家に伝わった「黒木家文書」1579点が黒木敏隆氏によって、当文書センターに寄贈された。

黒木家は旧延岡藩領田代組(田代・小原・立石・水清谷・八重原迫野内・山三ヶの各村)と田代村(上野原・花水流・上円野・和田・粕野・八峡・坂本の各門)の大庄屋・庄屋兼帯の役を勤めた。

江戸時代後期には「筑前屋」として木炭などを中心に手広い商活動も行っている。

同家の史料については、昭和55年に宮崎県立図書館が調査を行い「田代村大庄屋黒木家文書目録」(675点)を作成している。また昭和63年6月から8月にかけて宮崎県史編さん室が調査を行い485点を追加している。

今回寄贈された史料は、2回にわたって調査されたそのほとんどの史料と、さらに昭和期のものまで含まれたものである。

延岡藩の場合、江戸時代前半に藩主家が次々と5家も交代しているだけに、地方の庄屋家伝来の史料がどのような内容をもつか興味が持たれるところである。分野別にみても「役用・年貢・召抱・分限」等のほか私的な文書が多いのも特徴である。とくに田代村は美々津と入郷地区を結ぶ耳川を利用した物資流通の拠点でもあり、同地方の木炭生産の繁昌ぶりをうかがわせる史料も注目される。



寄贈資料一部

～幻の資料を追う～

毎月・毎年、各種機関・団体から刊行される刊行物は、年とともに増え続けている。その増加が刊行物そのものの取扱いを粗雑にする傾向にある。たかが1冊のパンフレットと思っても、それが時代とともに失われ、入手することが困難になっているものも多い。

当センターでも是非とも入手したいものがある。所蔵文書の時代の欠を補う資料である。機関誌「祖国振興」。これに関する文書が見当たらない。会員を主として配付したものとみられ、発行部数が少なく、発行期間も数箇月と考えられる。発行母体は「宮崎県振興会」。創刊第1号は昭和14年5月20日、同年10月1日に第6号を出している。12～16頁の月刊誌。1部6銭。印刷所は、宮崎県教育会館印刷部。

宮崎県振興会は、本県の県議会議員を母体として、市町村長、市町村会議員、各種産業団体、その他を会員として「政党政派に拠る対立を一切解消する」(創刊第1号)という団体である。

この団体結成の背景には、挙国一致体制の強

化、昭和12年の勤労倍加運動の一環として、本県では相川勝六知事の提唱による「祖国振興隊」が結成された。翌年、国家総動員法の成立によって集団勤労作業が始まる。

この機関誌の発行は、昭和14年の「八紘之基柱」起工と紀元2600年(昭和15年)事業の準備及び広報が直接の動機である。多くの写真で八紘之基柱の工事の進捗を伝えている。

しかし、この機関誌は第6号をもって終わったようである。その直接の要因は推進役の相川知事が長谷川透知事と交代したことによると考えられる。第6号は新知事の挨拶が紙面のトップであるが、八紘之基柱建設も最終段階に入っている。同紙面においては、基礎石の切出地(高岡石で約10万個)や表(おもて)石「特殊献石」約2000個の寄贈者(原則として団体である)名をあげ、その石の由来などにも触れている。

《表紙解説》

昭和の時代にはいと日本は慢性的な不況に見舞われる。昭和7年5月には、五・一五事件が起こり、一方宮崎でも日向中央銀行、宮崎銀行が取り付け騒ぎで休業し、木下知事の「知事声明」が出されている。失業救済の対策が急がれ、前年には宮崎県はその対策資金として74万4500円の債券を発行して公債を募集している。

このような不況打開対策の一環として宮崎県では、県庁本館（昭和7年竣工、本体工事費70万2000円、ちなみに昭和7年の予算規模の全体は1125万円であり、平成18年の予算規模は5800億円である。）と永久橋の橋橋（同年4月竣工、本体工事費約88万円）それに諸塚塚原－椎葉間のいわゆる「住友出資の100万円道路」（同年開通）などの建設事業がおこなわれた。

県庁本館工事に例をとると、延べ人員7万2500人、要した資材も砂利は大淀川産のもの、基礎に打ち込まれた大量の松材や内装に使用された檜（けやき）材は西都市、高鍋町、清武町、旧田野町から、玄関等に使用された大理石は五ヶ瀬町産のものなどが使用され、その取扱いにも県内商店が活躍した。

県庁正門の門札『宮崎縣廳』（銅版タテ80.5センチ、ヨコ23.5センチ、文字11.5センチ方）の文字は当時の井上達雄内務大臣の筆によるもので、電文はその承諾を知らせるものである。『ダイジ ンゴ キゴ ウノケンゴ ショウニンヲエタ』一ミヤ昭和7年のこの年、五・一五事件で犬養内閣が倒れた後、「挙国一致内閣」の斎藤實内閣が成立した。その地方行政の総帥の内務大臣を努めたのが井上達雄で、当時の宮崎県の木下義介知事は、電報記載の一宮氏を介して、この年竣工した県庁本館の題字の直筆を依頼したものである。

利用案内

■ 開館時間

午前9時から午後5時まで

■ 休館日

県庁閉庁日（土日、祝日、年末年始）
（ただし臨時休館することがあります）

■ 利用方法

初めて収蔵資料の閲覧をされる方は免許証など身分を証明するものを提示の上、「利用証」の交付を受けて下さい。

宮崎県文書センター 文書センターだより 第1号 平成18年9月10日発行
〒880-8501 宮崎市橋通東1-9-30 宮崎県庁5号館／TEL(0985)26-7027

－本年度行事予定－

■ 講座

「初心者のための歴史文書の
解説講座」
平成18年7月～11月（全10回）
毎月第1、3水曜日
10:00～12:00

■ 展示 (1)「終戦記念」展

8月7日～9月15日

(2)「木造橋の構造図」展

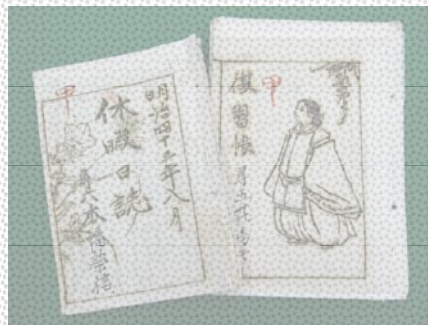
10月～11月（予定）

(3)「神社の古絵図」展

1月～2月（予定）

ミニ展示 明治43年の夏休み

8月1日～31日



※内容、日時は変更になることがあります

